

大月町人事行政の運営等の状況

(令和3年度)

大 月 町

第 1 章 大月町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)令和元 年度の人件費 率
令和 2 年度	4,805人	6,583,578千円	36,705千円	881,978千円	13.40 %	14.29%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

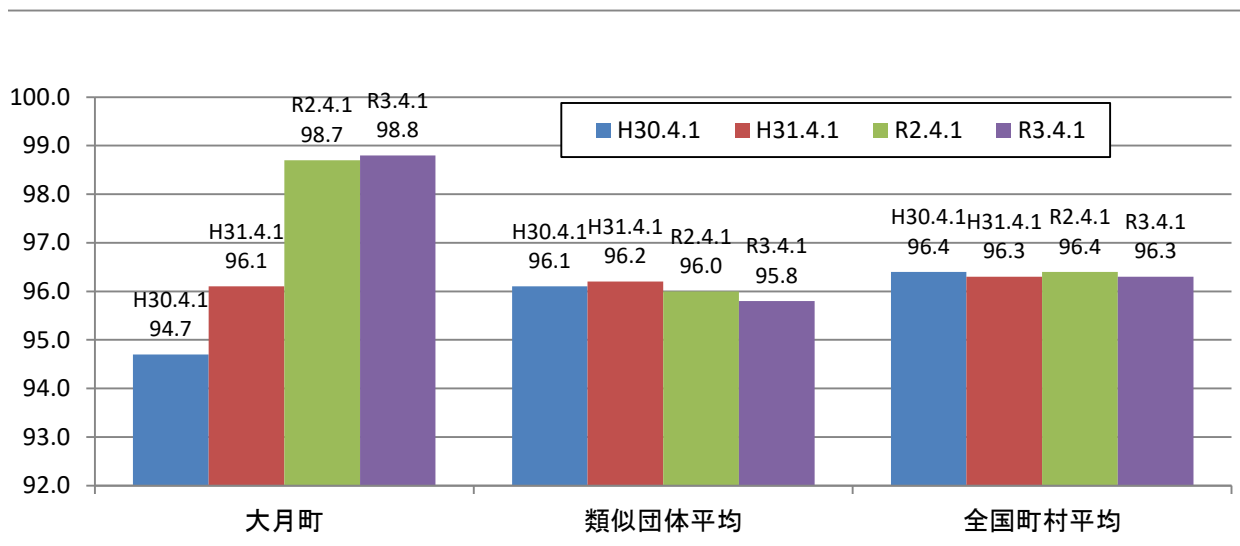
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 2 年度	103人	349,405千円	38,473千円	132,098千円	519,976千円	5,048千円	4,343千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

- ①職員構成の変動による増
- ②職員の年齢構成がアンバランスなため

(4) 給与改定の状況

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- ① 給料表の見直し
[実施 — 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成29年4月1日

(内容) 国準拠、1年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施

- ②地域手当の見直し
なし

- ③その他の見直し内容
なし

(6) 特記事項 なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大月町	37.0 歳	270,245 円	317,974 円	286,972 円
高知県	42.6 歳	314,134 円	381,104 円	335,396 円
国	43.0 歳	325,827 円	—	407,153 円
類似団体	40.8 歳	294,552 円	336,876 円	323,491 円

② 技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
大月町	43.6歳	27人	261,677円	285,971円	274,770円	—	—	—	—
うち調理師 (学校)	53.0歳	3人	213,233円	229,933円	224,900円	飲食物調理従事者	49.1歳	223,700円	1.03
うちその他	42.4歳	24人	267,733円	293,050円	281,004円	—	—	—	—
高知県	59.3歳	26人	263,875円	285,017円	268,509円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円	—	—	—	—
類似団体	48.4歳	2人	272,532円	297,408円	287,839円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大月町	—	—	—
うち調理師 (学校)	3,133,018円	2,950,900円	1.06
うちその他	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成30～令和2年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (= 時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	大月町	高知県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	186,400 円
	高 校 卒	150,600 円	152,300 円
技能労務職	高 校 卒	147,900 円	154,500 円
	中 学 卒	139,900 円	140,900 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

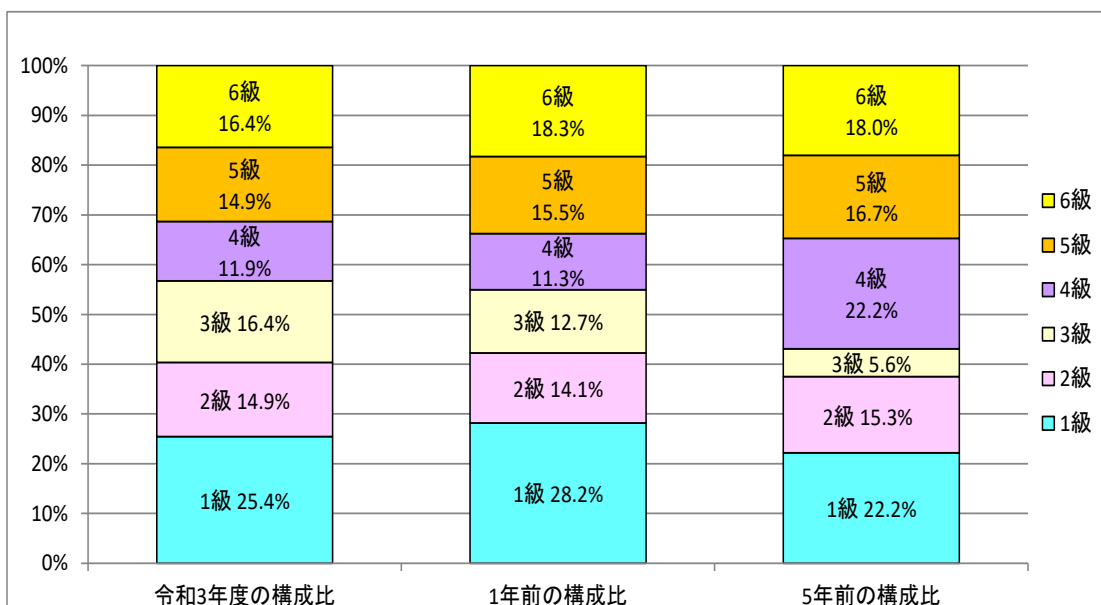
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	249,400 円	—	371,200 円	401,700 円
	高 校 卒	237,600 円	338,800 円	350,800 円	372,150 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	329,200 円	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

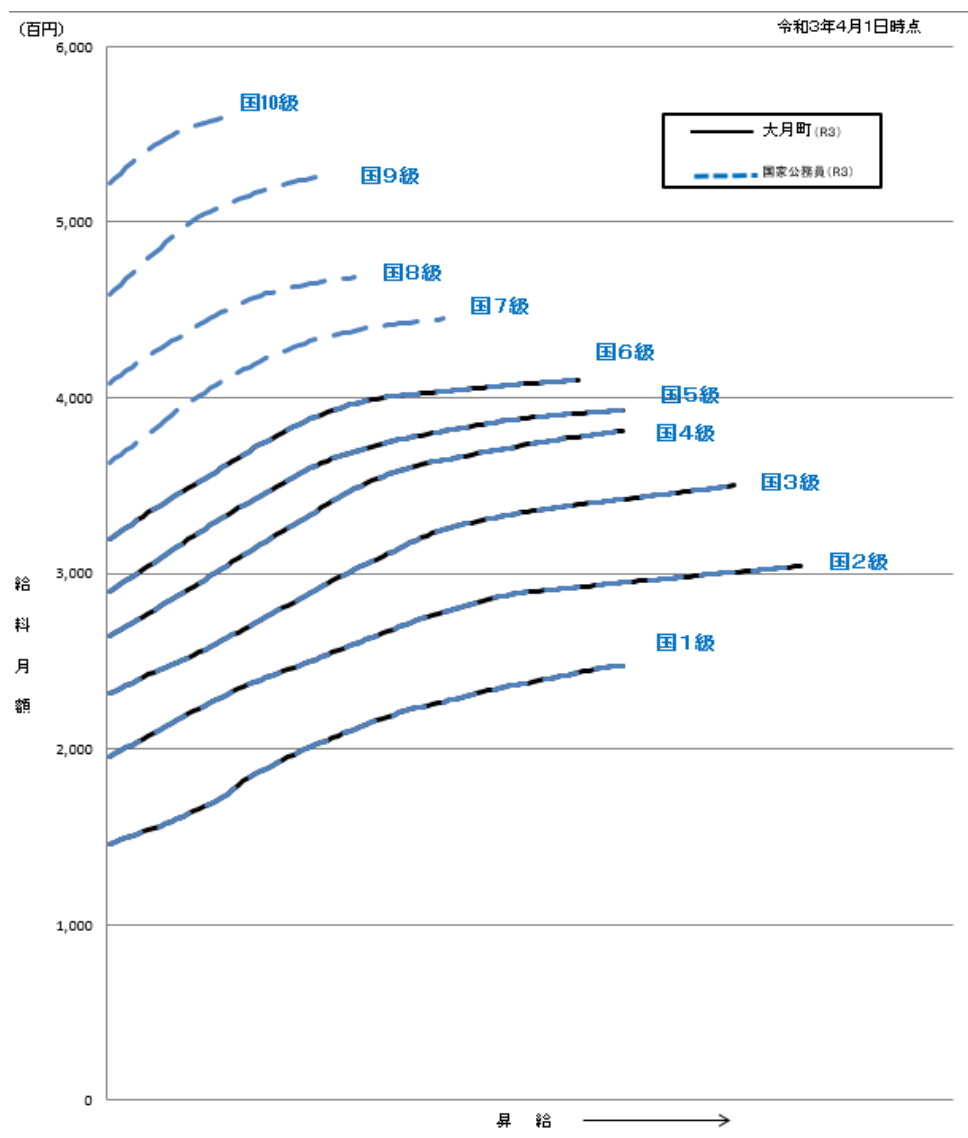
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長、教育次長、会計管理者の職務	11人	16.4%	319,200円	410,200円
5級	課長補佐、教育次長補佐、室長の職務	10人	14.9%	289,700円	393,000円
4級	係長、主監、技監の職務	8人	11.9%	264,200円	381,000円
3級	主任、主任技師の職務	11人	16.4%	231,500円	350,000円
2級	主査、技査の職務	10人	14.9%	195,500円	304,200円
1級	主事、技師の職務	17人	25.4%	146,100円	247,600円

- (注) 1 大月町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和３年４月１日現在）



(3) 昇給への人事評価の反映状況

令和２年４月２日から令和３年４月１日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					○
標準の区分のみ			○		
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大月町	高知県	国
1人当たり平均支給額 (令和2年度) 1,161千円	1人当たり平均支給額 (令和2年度) 1,546千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.65月分 (1.375)月分 (0.825)月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の階段、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の階段、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の階段、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		
標準の区分のみ				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

大月町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給1年につき一律2%加算) 1人当たり平均支給額 15,220千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（なし）

(4) 特殊勤務手当（令和 3 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 2 年度決算）			4,632 千 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 2 年度決算）			171,555 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 2 年度）			15.43%	
手当の種類（手当数）			3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和 2 年度 決算）	左記職員に対する支給 単価
感染症防疫作業等手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫業務	0 円	日額 500 円
医療手当	医療業務に従事する職員	医療業務	1,332,000 円	日額 2,000～ 5,500 円
夜間看護手当	大月病院に勤務する職員	夜間看護業務	3,300,000 円	日額 5,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 2 年度決算）	19,545 千 円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和 2 年度決算）	111 千 円
支給実績（令和元年度決算）	28,377 千 円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	163 千 円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和 2 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和 3 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和 2 年度 決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額 （令和 2 年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500 円 扶養親族たる子 1 人につき 10,000 円（16～22 才の子 1 人 5,000 円加算） 上記以外の扶養親族 1 人につき 6,500 円	同じ	—	14,786 千 円	199,815 円
住居手当	借家の場合：家賃 12,000 円を超える場合、家賃に応じて、28,000 円を限度に支給	同じ	—	7,426 千 円	206,291 円
通勤手当	交通機関等利用者：55,000 円まで全額支給 交通用具使用者：使用距離等に応じ、2,000 円～31,600 円を支給 片道 2 km 未満の者：支給なし	同じ	—	10,442 千 円	80,950 円
管 理	管理職員に対して支給 6 級 月額	異なる	国制度は給料	5,626 千	351,643 円

職 手 当	26,000 円 (医師については、院長給料月額の 20%、 副院長給料月額の 10%)		月額の 20%を 超えない範囲	円	
----------	--	--	--------------------	---	--

5 特別職の報酬等の状況（令和 3 年 4 月 1 日現在）

区 分				給 料	月 額 等
給 料	町 長			705,500 円 (円)	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副 町 長			608,000 円 (円)	828,000円／ 498,000円 667,000円／ 457,000円
報 酬	議 長			244,000 円 (円)	318,000円／ 186,300円
	副 議 長			196,000 円 (円)	265,000円／ 129,600円
	議 員			175,000 円 (円)	257,000円／ 109,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長			(令 和 2 年 度 支 給 割 合)	
	副 市 町 村 長			6 月 期 1.575 月	12 月 期 1.575 月 計 3.15 月
	議 長			(令 和 2 年 度 支 給 割 合)	
	副 議 長 員			6 月 期 1.575 月	12 月 期 1.575 月 計 3.15 月
退 職 手 当	町 長			(算 定 方 式)	(1 期 の 手 当 額)
	副 町 長			給 料 月 額 × 在 職 年 数 × 5	14,110 千 円 任 期 毎
				給 料 月 額 × 在 職 年 数 × 3	7,296 千 円 任 期 毎
備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期(4 年＝4 8 月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

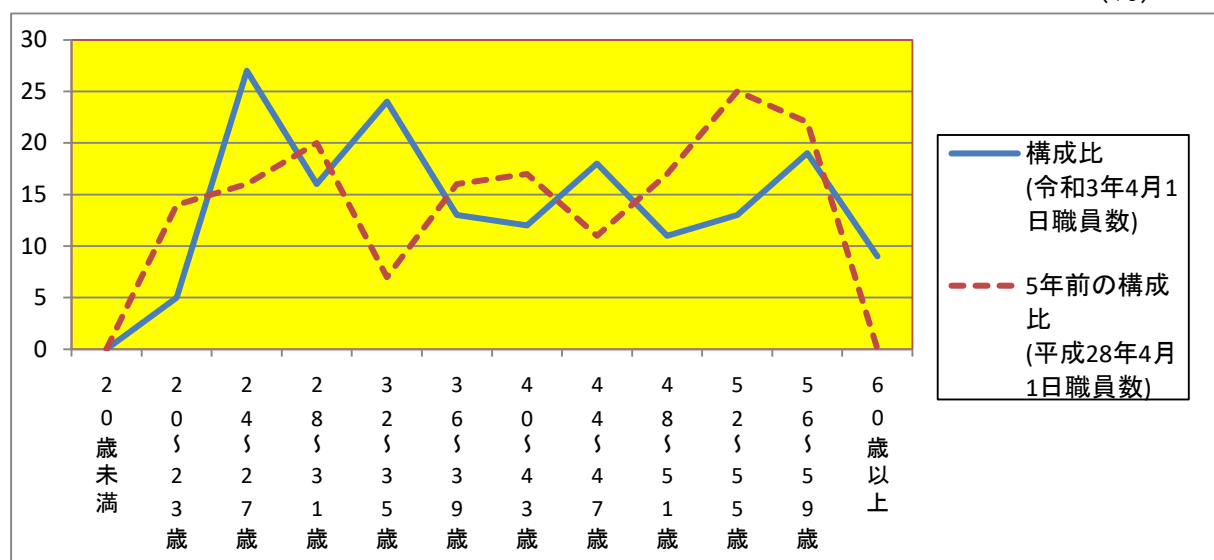
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和2年	令和3年		
普通会計部門	福祉関係を除く一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務・企画	26	23	▲ 3	行政組織変更に伴う減
		税務	5	6	1	派遣職員の増
		農林水産	9	9	0	
		商工	4	3	▲ 1	派遣職員の減
		土木	6	4	▲ 2	行政組織変更に伴う減
		計	52	47	▲ 5	
	福祉関係	民生	30	29	▲ 1	退職者不補充
		衛生	10	9	▲ 1	人事異動に伴う減
		計	40	38	▲ 2	
一般行政部門計		92	85	▲ 7	<参考> 人口1万人当たり職員数 176.89人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 196.56人)	
教育部門		10	10	0		
普通会計計		102	95	▲ 7	<参考> 人口1万人当たり職員数 197.71人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 231.73人)	
公営企業等	会計部門	病院	34	34	0	
		水道	1	1	0	
		その他	34	35	1	業務見直しに伴う人員増
		小計	69	70	1	
合 計			171	165	▲ 6	<参考> 人口1万人当たり職員数 343.39人
			[192]	[192]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)

(%)



区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
構成比 (令和3年4月1日職員数)	0	5	27	16	24	13	12	18	11	13	19	9	167
5年前の構成比 (平成28年4月1日職員数)	0	14	16	20	7	16	17	11	17	25	22	0	165

(3) 職員数の推移

年度 部門別	29年	30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	過去5年間 の増減数（率）
一般行政	91	91	92	92	85	▲ 6 （93.4%）
教育	10	10	10	10	10	0 （100.0%）
普通会計計	101	101	102	102	95	▲ 6 （94.1%）
公営企業等会計計	68	67	68	69	70	2 （102.9%）
総合計	169	168	170	171	165	▲ 4 （97.6%）

（単位：人・％）

- （注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
- 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

第 2 章 職員の任用状況

1 任用の状況

(1) 採用者数

令和 3 年度に新たに採用された職員の状況は、次のとおりです。

職種区分	男	女	計
一般行政職	2	3	5
技能労務職	0	0	0
消防士	2	0	2

(2) 退職者数

令和 2 年度に退職した職員は、次のとおりです。

職種区分	男	女	計
一般行政職	2	5	7
技能労務職	1	0	1
消防士	1	0	1

第 3 章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間及び週休日、休日

勤 務 日	月曜日から金曜日まで（午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）
週 休 日	日曜日及び土曜日は週休日
休 日	国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日及び 1 月 2 日、1 月 3 日

2 休暇の種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇があります。

年次有給休暇	有給による休暇で、1 年につき 20 日間付与され、1 日又は 1 時間単位で取得することができます。	
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の有給による休暇で、次の期間取得することができます。 (1) 公務傷病によるもの 3 年以内 (2) 一般の傷病によるもの 90 日以内	
特 別 休 暇	災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇	
	場 合	期 間
	1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	3 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
	4 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	結婚の日の 5 日前の日から当該結婚の日後 1 月を経過する日までの期間内における連続する 7 日の範囲内の期間
	5 8 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
	6 女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間(産後 6 週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

	7 生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第 817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により当該子を委託されている同法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者若しくは同条第 2 項に規定する養育里親である者（同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
	8 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの期間内における 2 日（再任用短時間勤務職員にあっては、15 時間 30 分）の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間（再任用短時間勤務職員にあっては、時間）
	9 職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員がこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	職員の妻の出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間内における 5 日（再任用短時間勤務職員にあっては、38 時間 45 分にその者の勤務時間（当該勤務時間に 1 時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間。）を 38 時間 45 分で除して得た数の時間とする。）の範囲内でその都度必要と認める日又は時間（再任用短時間勤務職員にあっては、時間）
	10 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年において 5 日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間

11 要介護者の介護その他の町長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
12 職員の親族(別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間
13 職員の配偶者、父母及び子の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	2日の範囲内の期間
14 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の7月から9月までの期間内における、週休日、条例第9条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
15 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき (1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき (2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき	7日の範囲内の期間
16 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
17 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
18 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第42条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める期間
19 女子職員の生理	生理日の勤務が著しく困難な者又は生理に有害な勤務に従事する者に対し、2日を超えない範囲内において、その都度必要と認める期間
20 妊産婦である女子職員の健康診査及び保健指導(妊娠中の女子職員及び産後1年を経過しない女子職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合)	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について

		て、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
	21 妊娠中の女子職員の通勤緩和(妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。)	正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
	22 社会的に貢献する活動(職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。)	1年につき5日の範囲内でそのつど必要と認める日又は時間
	(1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動	
	(2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設で町長が定めるものにおける活動	
	(3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	
介 護 休 暇	配偶者(届出をしない事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があると認められている場合の休暇で、取得期間は無給です。連続する6ヶ月の期間内において、1日又は1時間単位で取得することができます。	
組 合 休 暇	職員団体の業務又は活動に従事する場合の休暇で、取得する期間は無給です。1年につき、30日を超えない範囲で、1日又は1時間単位で取得することができます。	

3 育児休業等

育 児 休 業	3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで休業することができる制度で、休業する期間は無給です。
部 分 休 業	職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達する日まで、1日の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分単位で取得することができる制度で、休業する期間は無給です。

第4章 職員の服務の状況

1 年次有給休暇の取得状況

令和2年の取得状況	対象職員数	平均取得日数	消化率
大 月 町	75 人	9.1 日	23.3 %

2 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

		取得期間					
		3 月以下	3 月超え 6 月以下	6 月超え 1 年以下	1 年超え 1 年 6 月以下	1 年 6 月超え 2 年以下	2 年超え
育児 休業	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	3	1	0
部分 休業	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
介護 休暇	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0

第5章 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和2年度）

1 分限処分

(1) 分限処分者数

区 分	降任	免職	休職	合計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	4	4
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
合計	0	0	4	4

1 懲戒処分

(1) 懲戒処分者数

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
一般行政職	0	0	0	0	0

(2) 処分の事由別状況

給与・任用 に関する不正（給与不正利得等）	一般服務違反関係（職務専念義務違反）	一般非行関係（刑法違反等）	収賄等関係（収賄、横領等）	道路交通法違反	監督責任	合計
0	0	0	0	0	0	0

第6章 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況（令和2年度）

職員研修は、職員の資質向上と勤務能率の増進等を図ることを目的とし実施しています。

こうち人づくり広域連合	新規採用職員研修	1 日	9 人
	階層別基本研修（一般職）	1 日	7 人
	階層別基本研修（管理職）	1 日	4 人
	採用2年目研修	2 日	3 人
	採用5年目研修	2 日	3 人
	採用10年目研修	2 日	2 人
	採用15年目研修	1 日	0 人
	係長研修	2 日	4 人
	課長補佐研修	2 日	3 人
	課長研修	2 日	4 人
	その他	1～2 日	21 人
	講師派遣事業	1 日	54 人

2 勤務成績の評定の状況

能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、人事評価制度を導入している。

第7章 職員の福祉について

1 健康診断の実施（令和2年度）

区 分	40 歳以上	40 歳未満	35 歳	計
短期人間ドック	86	39	4	129
健康診断	0	35	0	35

2 公務災害の認定状況（令和2年度）

公務災害の種類	新規認定件数	
	傷病	死亡
公務災害	1	0
通勤災害	0	0

3 福利厚生事業の状況（令和2年度）

会員数	福利厚生事業費	定期健診委託料				
		定期健診委託料	互助会への公費負担額	互助会への職員掛金	互助会への公費負担率	一人当たりの公費支出額
173 人	3,742 千円	435 千円	3,307 千円	3,307 千円	50 %	19,116 円

- 1) 「福利厚生事業」とは、地方公務員法第42条の規定により実施されている職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業であり、民間企業と同様、雇用主として実施しているもので、県内の市町村の多くが、一般財団法人 高知県市町村職員互助会により実施されています。
- 2) 互助会の給付内容には、人間ドック助成及び保養施設利用助成があります。